

臼杵市・津久見市任意合併協議会設立に関する協定書

臼杵市及び津久見市（以下「両市」という。）は、臼杵市・津久見市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、次のとおり協定する。

（協議会設置の目的）

第1条 協議会は、法令の規定に基づかない任意の協議会とし、歴史的にも、また、文化的、経済的にもつながりの深い両市にとって、地域の再生と発展、地域住民がふるさとに誇りを持ち、安心して暮らせるための将来像をはじめ、両市の合併の可能性について検討協議することを目的とする。

（協議会設置の時期）

第2条 協議会の設置は、平成19年7月4日とする。

（協議会の運営に必要な経費及び負担割合）

第3条 協議会の運営に必要な経費は、両市の負担金及びその他の収入をもって充てるものとし、両市の負担割合については、均等とする。

（協議会における会長及び副会長の選任）

第4条 会長及び副会長は、両市の市長のうちから、両市の市長の協議により選任する。

（協議会の規約）

第5条 協議会の規約は、協議会において定める。

（協議会の事務局）

第6条 協議会の庶務を行うため、次のとおり協議会の事務局を置く。

事務局の名称	事務局の位置
臼杵市・津久見市任意合併協議会事務局	臼杵市大字臼杵72番254 大分県臼杵総合庁舎内

（事務局職員）

第7条 事務局職員は、当該職員が所属する市に身分を有したまま、当該職員が所属する市長の職務命令により協議会の事務に従事するものとする。

2 事務局職員の給与等は、当該職員の所属する市が支給するものとし、公務による災害（通勤によるものを含む。）の補償、職務遂行に伴う損害の賠償等については、当該職員が所属する市が行うものとする。

（協議会と両市の関係）

第8条 協議会は、目的に定める事項全般について両市の合意に向けた事務を所掌し、それぞれの団体の事務事業の調査及び調整並びに住民説明会の開催その他の住民に対する周知説明は、両市がそれぞれ所掌する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年7月4日

臼杵市
代表者 臼杵市長

後藤 國利 

津久見市
代表者 津久見市長

吉本 孝司 

立会人 臼杵市議会議長

武生 博男 

立会人 津久見市議会議長

西村 徳丸 